

デジタル化時代におけるアーカイブの保存、利用公開、法制 —マカオ特別行政区の事例

マカオ歴史档案馆技術輔導員

ベロニカ・チャン・カー・イー

マカオ歴史档案馆（Historical Archives of Macao）が担う基本的な責任は、マカオの歴史の真実を保存し、歴史的価値のあるアーカイブズ文書を集約的に管理し、記録の完全性と安全性を確保するとともに、社会に向けて利用公開の機会を提供することにある。技術が急速な発展を遂げるにつれて、当館が保有する記録のフォーマットもますます多様化しつつある。当館には設備及び施設の更新が、アーキビストには技術の発展に遅れることなく、様々なフォーマットによる記録の保存要求に応えることがそれぞれ求められている。

1. アーカイブ・コレクションのデジタル化を振り返る

マカオ歴史档案馆では、1990年代にコレクション全体のバックアップを完了した。有効なアーカイブズ法令による指針に基づき、また技術的な制約により、バックアップは基本的にマイクロフィルムを用いて実施された。情報の保存に関して、マイクロフィルムは最も安定した、改ざんされにくいメディアであると認識されてはいるが、利用

する上では以下のようにいくつかの制約がある。

1. マイクロフィルムを閲覧するにはマイクロフィルム・リーダーが必要である。また、マイクロフィルムの情報を見つけるには、ひとコマごとの入念な確認が要求される。
2. マイクロフィルムのリールごとに、一度にひとりの利用者しか利用することができない。
3. マイクロフィルムでは、インターネットを介した記録へのアクセスを促進することはできない。

上記の点を考慮し、マイクロフィルムの画像を電子フォーマットに変換できる新たな技術の登場に合わせて、当館ではマイクロフィルムの制約を補う目的で、電子フォーマットによるバックアップのデジタル化プロジェクトを開始することとなった。

当館は、画像の変換にはECLIPSE マイクロフィルム・スキャナを、品質管理にはKodak 3000 DSV-E マイクロフィルム・スキャンニング・リーダー・プリンタを使用している。マイク

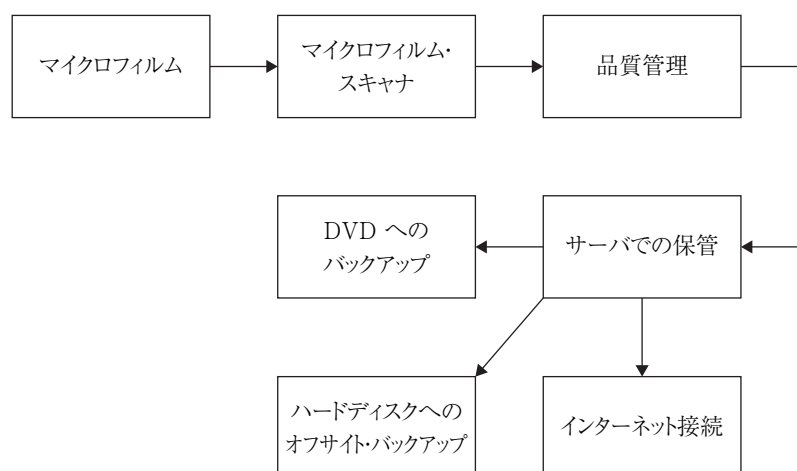


図1 マイクロフィルムのデジタル化に関するワークフロー

ロフィルムに比べて、デジタル・フォーマットは画像の判読性もアクセシビリティも高い。変換が完了すると、デジタル画像はサーバに直接保存される。当館のウェブサイトに統合されたオンライン検索機能である ARQMAC にリンクされる記録情報が増加するに伴い、世界中の利用者と研究者が、いつでも、どこからでも、インターネットを介して当館の記録にアクセスすることができるようになる。(図1)

紙記録のデジタル化プロジェクトにおいては、Kodak i1320と i260スキャナを使用している。スキャンされた画像はサーバに保管され、バックアップ・コピーとして Kodak i9600デジタル・アーカイブ・ライタによりマイクロフィルムが作成される。ワークフローは以下のとおりである。(図2)

2001年、当館では、保有する地図、写真、スライド、図版その他画像情報のデジタル化を開始した。現在では膨大な数のスキャン画像を保有・管理しており、これらの画像については、確認する方法で利用できるように準備が整っている。数年間にわたるデジタル化の進展を通じて、当館はデジタル化プロジェクトのための十分な設備と人材を有するに至った。次の段階としては、デジタル画像の品質を確保するための規則の策定に向けた措置を講じる予定である。これにより、保管・バックアップとその効果的な利用の両面において、デジタル画像を安全に保存するための条件の改善を目指す。

2. デジタル化がアーカイブズ・サービスに及ぼす影響

デジタル化により、記録へのアクセスが容易になった。前述したように、当館では2001年に保有する画像コレクションのデジタル化を開始したが、その結果、写真や地図等のデジタル画像は、オンライン目録を通じて順次利用者が簡単にアクセスできるようになっている。これは、当館のアーカイブズ・サービスの向上において達成された最初の成果である。

近年では、オンライン・リソースの一般への公開を段階的に拡大している。関心のある利用者は当館ウェブサイトですぐオンライン利用者登録を済ませば、目録や各種記録、そして、当館が保有する一部の歴史資料のフルテキストに自由にアクセスすることができる。オンライン・リソースへの自由なアクセスを提供することで、当館は利用者が自分でデジタル画像の低解像度コピーを作成できるようにしているほか、閲覧室で高解像度による画像の複製を依頼することも可能にしている。こうした無料のオンライン・リソースは、特に、マカオ以外に在住する研究者にとって有益なものとなっている。さらに記録の利用促進を目的として、当館では、重要な記録に関しては、そのポルトガル語の標題を、中国語と英語に翻訳している。最終的な目標は、これら3言語(ポルトガル語、中国語、英語)によるキーワード検索を提供することである。

オンライン・アクセス・サービスの多様化に

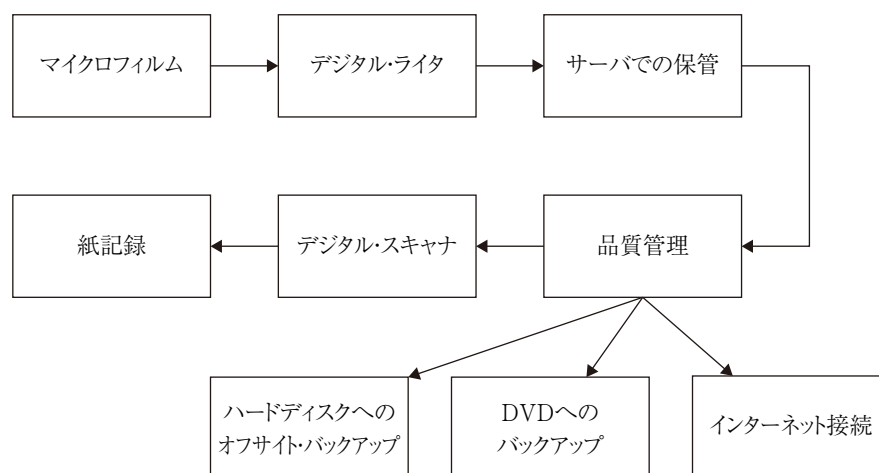


図2 紙記録のデジタル化に関するワークフロー

伴って、記録資料の利用は拡大していくものと期待される。

3. 電子時代におけるアーカイブズ法制の制定

デジタル化に対応した施設の普及とデジタル化技術がもたらす利便性により、公共サービス部門では文書のデジタル化が進められている。ただし、政府の各部局・機関は、独自の方法で、多様な目的のためにデジタル化プロジェクトを実施することが多いが、その大半が行政事務を容易にすることを旨とするものであり、中には、デジタル画像から複製された文書も正当な文書として扱うことを望む声もある。

2004年、マカオ特別行政区政府政策計画 (Macao Special Administrative Region Government Policy Plan) の中で、e ガバナンス構想が提案された。2004年7月に開始された「e マカオ (e-Macao)」と称するこのプロジェクトは、2011年11月から第三段階に進む予定である。一方、2005年7月にマカオ特別行政区立法会は、「電子文書及び電子署名に関する法律 (Law on Electronic Documents and Signatures)」(2005年第5号) を制定した。35条からなるこの法律では、電子文書の利用とその証明力のほか、電子署名を検証する団体の条件と業務が規定されている。同法の制定により、電子文書の法的効力が認められることとなった。その重点は、電子文書の法的効力を正規の電子署名によって保護することに置かれている。

e ガバナンスにせよ、デジタル化にせよ、その過程の途中又は完了時に、作成される電子文書の標準化、管理、保存及び利用について考慮することを避けて通ることはできない。行政上の倫理の主な価値観を維持するために、政府の運営は適法になされ、その行政活動はすべて法的に正当なものでなければならない。

マカオ特別行政区のアーカイブズ制度は、1989

年10月31日に公布された法令 (Decree-Law) に基づいている。28条からなるこの法令は、アーカイブズの種類、保存、公開及び利用に関する基本的な規範を確立し、マイクロフィルムへの変換技術に関する手順及び証拠力について規定している。しかし、この法令には、e ガバナンスやデジタル化の過程で作成される電子記録には、その規定をそのまま適用できないという制約がある。その理由は、この法令が20年以上も前に制定されたものであり、当時はインターネットやコンピュータ技術の発達を予測し、これらを考慮することができなかったためである。したがって、社会の発展と要求に応じるために、この法令を見直すべき時が来ていると考えられる。

4. 結び

デジタル化により、より多くの人々が豊かな文化遺産を享受することができるようになり、その結果、デジタル化は原資料の保存と提供コストの削減に寄与するのみならず、教育、生涯学習、社会参加に対する広範な政策にも資することになると一般に考えられている。しかし、デジタル化は、アーカイブズ業務に様々な課題を提示するものでもある。今後に向けては、十分なレコードマネジメント・システムを構築し、電子記録の規制、管理、保存及び利用に関する問題を解決することが、マカオ特別行政区がe ガバナンスを進展させる上での重要なステップとなっている。最近、マカオ特別行政区は、記録の完全性、真正性、信頼性及び有用性に関する技術的な問題を解決し、これらに法的根拠を与えるための一連の措置の採択を進めている。これらの措置には、行政改革、タスクフォースの設置、海外交流と研修の支援、電子記録管理システムと電子記録に関する専門的な調査・研究に対する支援、及び地域の状況と国際標準と調和のとれた標準、指針及び規範の策定が含まれている。

原 題 : Archival Preservation, Access and Legislation of the Macao Special Administrative Region in the Era of Digitization

報告者 : Veronica, Cheng Ka Yee, Assistant Technician, Macao Historical Archives